

4. 手当・年金等について

3) 特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障がいのある方のうち、日常生活に常時特別の介護を必要とする方には、手当が支給されます。

※平成 25 年 10 月から支給額は下記のとおり変更となります。

手当額 月額26,080円

《対象》

- ・精神又は身体に「障害者手当障害程度表」に該当する程度の障害があること
- ・施設に入所していないこと(通所可)
- ・受給者(保護者)の所得制限があります。
- ・公的年金併給可
- ・3ヵ月を超える入院は不可

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 2月・5月・8月・11月

《必要なもの》

身体障害者手帳又は療育手帳、年金証書、年金振込通知書、印鑑、手当用診断書、障がいのある方名義の預金通帳など

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001